

改正概要説明書	
国名： 欧州連合	法令名： 共同体商標に関する商標委員会実施規則 No. 2868/95
改正情報： 2015 年 12 月 16 日委員会規則(EC)No. 2424/2015 により改正。2016 年 3 月 23 日までのすべての改正を含む。2016 年 3 月 23 日施行	
改正概要： 「欧州連合商標に関する理事会規則 No. 207/2009」の大幅改正(2016 年 3 月 23 日施行)により、本実施規則(No. 2868/95)の一部が理事会規則(No. 207/2009)に取り込まれた。それに伴い、本実施規則(No. 2868/95)が一部廃止及び修正された。	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> • 規則 1 (3)が廃止された。 • 規則 2, 規則 4, 規則 5, 規則 5a, 規則 29, 規則 30, 規則 84, 規則 87, 規則 88, 規則 89, 規則 90 及び規則 91 廃止された。 • 規則 9 (3) (a)において、「規則 2 及び規則 3 の要件」が「規則 3 及び理事会規則 28 の要件」に変更された。 (3) (b)において、「規則 4(b)」が「理事会規則 26(2)」に変更された。 • 規則 11 (2)が廃止された。 • 規則 12 (k)が廃止された。 • 規則 76 (2)が廃止された。 • 規則 112 (2)が廃止された。 • 規則 113 (2) (c)において、「(b)による拒絶」が「(a)又は(b)による拒絶」に変更された。 • 規則 115 (5) (c)において、「(b)による拒絶」が「(a)又は(b)による拒絶」に変更された。 	